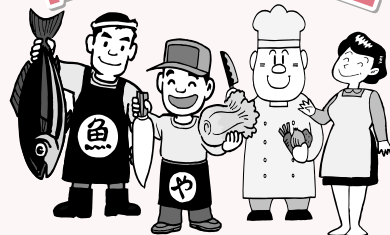


# 国民年金



**4月から  
国民年金保険料  
額が変わります**

平成23年4月分から月々の保険料が80円引き下げられ、月額15,020円になります。

国民年金保険料を前納すると割引があります

定額保険料や付加保険料を5月2日(月)までに一括して前納すると、割引があります。日本年金機構より送付された平成23年度分納付書を持って、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで、前納する旨を申し出てください。

## 定額保険料を納付書により現金納付した場合

	毎月納めるとき	一括前納で納めるとき	割引額	納期
1年分	180,240円 (185,040円)	177,040円 (181,750円)	3,200円 (3,290円)	5月2日
半年分	90,120円 (92,520円)	89,390円 (91,770円)	730円 (750円)	前期分 5月2日 後期分 10月31日

( )内は付加保険料のある場合です。

月々の口座振替に早割(当月保険料の当月末引落し)制度があります

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)では割引はありませんが、この「早割制度」を利用すると、月々の保険料が50円割引となります。なお、保険料の半額免除等の承認を受けている方は、通常の口座振替でのお申し込みとなります。

クレジットカードでも年金保険料の納付ができます

クレジットカード納付は、

被保険者ご自身から事前にお申込みをいただき、以後継続的にクレジットカード会社から日本年金機構に立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示し、直接納付いただく方法ではありません。)

なお、クレジットカード納付では毎月の「早割制度」は適用されません。

学生納付特例制度は  
毎年度(学年ごと)  
申請が必要です



学生のみなさんも20歳になつたら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となつていきます。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい学生の方には、在学期間中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

## ご利用ください 伊奈町国民健康保険および後期高齢者医療保険指定保養施設

国民健康保険および後期高齢者医療保険では、町民の方の健康増進のために、国内の約300か所余りの旅館、ホテルと契約をし、国保および後期高齢者医療保険加入の方が利用した場合に、1泊につき大人3,000円・小人2,000円の補助をしています。

利用にあたっては、利用券を必要としますので、施設に予約後、利用日の10日前までに保険証と印鑑を持参のうえ、保険医療課で申請をしてください。

また、施設所在地・名称・協定料金等は保険医療課にパンフレットをご請求ください。

(注意)

- ・旅行会社等の企画によるパック旅行は除きます。
- ・保険税(料)の滞納者は除きます。
- ・補助は1年度内2泊までです。

☎ 保険医療課

## 平成23年度 後期高齢者医療保険料について



後期高齢者医療の被保険者の方の平成23年度後期高齢者医療保険料の納め方と通知の時期は次のとおりです。

納め方と通知の時期

すでに年金からの天引きが始まっている方

4月、6月、8月の年金からも2月の年金天引額と同額の保険料が天引きされます。

平成23年度後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書が届いた方お知らせした額で、4月または6月の年金から天引きが開始されます。

上記以外の方

7月に納入通知書を送付します。納期は7月末から来年2月末までの各月(8回)となります。また、年度途中で75歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降、随時、納入通知書を送付します。

(注意)

との方にも7月に後期高齢者医療保険料額決定通知を送付しますので、改めて保険料額の確認をお願いします。

☎ 保険医療課医療係

## 保険医療課からのお知らせ

対象

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等の学生（夜間・定時制課程や通信制課程の方を含む）であって、本人の前年所得が11.8万円以下の方です。

扶養親族控除等があれば、基準額が変わります。

（注意）各種学校は、修業年限が1年以上で、都道府県等の認可を受けている学校が対象となります。

手続きに必要なもの  
年金手帳・学生証（または学生証の写し）・印鑑（認印）承認期間

特例の承認期間は、平成23年4月から平成24年3月までですが、平成23年4月中の申請に限り前年度分（平成22年4月～23年3月分）も申請することができます。

23年度だけの申請であれば申請が遅れた場合（例えば10月に申請）でも23年4月までさかのぼって承認されます。ただし、申請が遅れると障害基礎年金等が受けられない場合もありますので、お早めにご手続きしてください。

学生納付特例の継続申請

次に該当する方は、はがき

による申請ができます。

対象

平成23年1月上旬までに平成22年度分の申請が済んでいて、申請書に23年4月以降も在学予定と記載された方には4月上旬に日本年金機構からはがき形式の申請書が送付されます。引き続き特例を希望される方は、このはがきに必要事項を記入し返送してください。返送いただくことにより、平成23年度も特例の申請を行うことができます。

なお、4月下旬までにはがきの届かない方、また新規申請の方については、直接役場保険医療課までお越しください。

「ねんきんネット」を開始しました

平成23年2月28日から年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるようサービス「ねんきんネット」が始まりました。「ねんきんネット」開始に伴い、保険医療課の窓口でも年金加入記録の確認ができます。

申込書（窓口設置）を記入のうえ、本人確認書類とともに窓口にお持ちください。

【手続きに必要なもの】

本人確認書類（原本のみ有効。「コピー等は不可」）

運転免許証、パスポートなどの顔写真付証明書で本人確認ができるもの。

写真付きでない場合は、2種類以上の証明書が必要です。

基礎年金番号または照会番号が必要です。

番号がわからない方は、年金手帳、ねんきん定期便等をご持参ください。

印鑑（認印）

代理人の方がねんきんネットの申込みをされる場合は、「委任状（指定様式あり）」と代理人の方の「本人確認ができるもの」、「印鑑」が必要です。

### 国民年金についての問合せは

町保険医療課国民年金係  
☎721 2111  
大宮年金事務所  
☎652 3399

## 子ども医療費の助成が始まります

4月診療分から、子ども医療費の助成が始まります。町が指定する町内医療機関で受診する場合には、窓口での支払いが不要になります（窓口払い廃止）。受診の際には必ず、保険証と受給者証を提示してください。

ただし、受給者証を提示しなかった場合や、町で指定する医療機関以外では、窓口で支払いをし、支給申請書に領収書を月ごと、医療機関ごとに分けて添付し、役場に提出してください。提出期間は診療月の翌月以降、5年間です。診療月と同月中は申請できません。審査の後、ご指定いただいた口座に振り込みます（償還払い）。

支給申請書は役場の保険医療課で配布していますが、町内医療機関にも備え付けてあります。また、町ホームページからダウンロードできます。

窓口払い廃止の対象となる医療費は、保険診療一部負担金（月額21,000円未満）と入院時の食事療養費（2分の1）です。健診や任意の予防接種などの保険診療外のもの、国や県で定める他の医療費助成制度の医療費は対象になりません。

保育所、幼稚園、学校などの管理下（登下校も含む）での負傷、疾病の場合、原則として医療費の助成を受けられません。（詳しくは所属する学校等にお問い合わせください。）氏名、住所、健康保険証、振込先口座に変更があったときは、必ず保険医療課に届出をしてください。

☎ 保険医療課医療係

